

訪問看護ステーションなるざりハビリサービス 重要事項説明書

令和7年4月1日 現在

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(第1860890027号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 緊急時の対応
8. 事故発生時の対応
9. 虐待防止
10. 身体拘束廃止
11. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 法人名 | 有限会社なるざ |
| (2) 所在地 | 福井県あわら市花乃杜4丁目14番24号 |
| (3) 代表者氏名 | 代表取締役 谷川 真澄 |
| (4) 連絡先 | 電話 0776-73-4376 FAX 0776-73-4333 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問看護サービス |
| (2) 事業所の目的 | 利用者一人ひとりの人格を尊重し、可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、療養上の管理の下で必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。 |
| (3) 事業所の名称 | 訪問看護ステーションなるざりハビリサービス |
| (4) 所在地 | 福井県あわら市二面2丁目302番地 |
| (5) 連絡先 | 電話 0776-77-2282 FAX 0776-77-2245 |
| (6) 管理者氏名 | 窪田 香織 |
| (7) 運営方針 | ステーションの看護師等は、利用者が要介護状態、又は要支援状態となった場合に |

においても、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復をめざして支援いたします。

事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 あわら市、坂井市
- (2) 営業日及び営業時間 営業日 月曜日～土曜日 午前8：30～午後5：30
休業日 日曜日、祝祭日の一部、年末年始（12/31～1/3）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職種の配置状況＞

従業者の職種	常 勤		非 常 勤		職務の内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者		1 名			事業内容の調整・管理業務
保 健 師		1 名以上			健康チェック等の医療業務
看 護 師				1 名以上	健康チェック等の医療業務
准 看 護 師		1 名以上			健康チェック等の医療業務
作業療法士		1 名以上			リハビリテーション業務
理学療法士					リハビリテーション業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

＜サービス内容＞

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (6) ターミナルケア |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 褥瘡の予防、処置 | (9) カテーテル等の管理 |
| (5) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療処置 |

＜利用料金＞

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金(1 単位 10 円)のうち、介護保険負担割合証に書かれた割合分(1～3 割)が利用者の負担額となります。ただし、介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用料金は、全額が利用者の自己負担となります。

また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

	内 容	利用料金(1 割負担の場合)	
		予防	介護
	保健師・看護師による 20 分未満の訪問 ※准看護師が訪問した場合は、右記料金の 90%となります	303 円	314 円
	保健師・看護師による 30 分未満の訪問 ※准看護師が訪問した場合は、右記料金の 90%となります	451 円	471 円
	保健師・看護師による 30 分以上 60 分未満の訪問 ※准看護師が訪問した場合は、右記料金の 90%となります	794 円	823 円

保健師・看護師による 60 分以上 90 分未満の訪問 ※准看護師が訪問した場合は、右記料金の 90%となります	1,090 円	1,128 円
理学・作業療法士等による 20 分の訪問 ※1 日に 2 回を超えた場合 予防…50/100 介護…90/100 ※12 ヶ月を超えて予防利用者に訪問した場合…1 回につき 5 単位 減算	284 円/20 分	294 円/20 分

(2) 加算料金

加 算 名	内 容	加 算 料 金
夜間、早朝加算	18～22 時、6～8 時の訪問	25%を所定の料金に加算
深夜加算	22～6 時の訪問	50%を所定の料金に加算
複数名訪問加算	2 名以上の看護師で訪問(Ⅰ)(30 分未満) (30 分以上) 看護師と看護補助者で訪問(Ⅱ)(30 分未満) (30 分以上)	254 円/回 402 円/回 201 円/回 317 円/回
長時間訪問看護加算	1 時間 30 分以上の訪問	300 円/回
定期巡回訪看	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	2,954 円/月 3,754 円/月
特別地域訪問看護加算	厚生労働省が定める特定の地域に事業所が所在している場合	15%を所定の料金に加算
中山間地域等提供加算	サービス提供地域範囲外の訪問	5%を所定の料金に加算
緊急時訪問看護加算	電話等による意見に常時対応できる体制にある、業務管理等の体制の整備が行われている	(Ⅰ)600 円/月 (Ⅱ)574 円/月
特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態(Ⅰ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等(Ⅱ)	500 円/月 250 円/月
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア等に係る専門の研修、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250 円/月
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医師の死亡診断の補助を行った場合	150 円/月
ターミナルケア加算(介護のみ)	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ケアを行った場合	2,000 円
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、退院・退所日に訪問看護を行った場合(Ⅰ) 退院・退所翌日以降に訪問看護を行った場合(Ⅱ)	350 円/月 300 円/月
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関および介護支援専門員に結果の情報提供を行った場合	50 円/月
退院時共同指導加算	医療機関や施設に入院・入所中に、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	600 円/回
看護体制強化加算	特別管理加算の算定者が 20%以上(Ⅰ) (Ⅱ) (予防)	550 円/月 200 円/月 100 円/月

看護介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者にかかる計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	250 円/月
サービス提供体制強化加算	勤続 7 年以上の看護師が 30%以上(I) 勤続 3 年以上の看護師が 30%以上(II)	6 円/回 3 円/回
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	1%を所定の料金から減算
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	1%を所定の料金から減算
リハビリ職の場合の減算	厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合	8 円/回減算

(3) その他の料金

①死後の処置料……………10,000 円

(4) 利用料金のお支払い方法

自動口座引落としとなります。申し込みが必要となりますので、別紙ご案内をご確認ください。
前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算します。翌月 20 日までにお支払いください。

(5) 契約開始・停止の手続き

＜サービスを受けたいときの手続き＞

まずはお電話等でお申し込みください。担当職員が相談にのって必要事項を説明いたします。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

＜サービス停止の手続き＞

①お客様のご都合で停止される場合

- ・サービス停止を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。

②自動終了：以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）認定とされた場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

③その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。この場合、契約終了 7 日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が医療機関又は介護施設等へ入院・入所し、明らかに 3 ヶ月以内に退院・退所できる見込みがない場合、又は入院・入所後 3 ヶ月を経過しても退院・退所できないことが明らかになった場合。尚、この場合、退院・退所後に再度契約を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合。この場合、契約終了 7 日前までに文書で通知いたします。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口担当者	管理者	窪田 香織
苦情受付責任者	代表取締役	谷川 真澄
受付時間	毎週月～金曜日	8：30～17：30
電話番号	0776-77-2282	

苦情及び心配事等、気兼ねなくご相談下さい。

(2) 苦情を受け付けた場合の対応

苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に苦情報告書に記入し、事業所で定めた次の処理手順に基づき、迅速に対応します。

①苦情原因の把握

当日又は時間帯によっては翌日、利用者宅に訪問し、受け付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

②検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③改善の実施

利用者に対し、対応策を説明して同意を得る。改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。）

④解決困難な場合

坂井地区広域連合に連絡し、指導・助言を得て改善を行う。また、解決できない場合には、坂井地区広域連合と協議し、福井県国民健康保険団体連合会へ連絡し、指導・助言を得て改善を行うことも検討する。

⑤再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業員へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

⑥事故発生時の対応等

当事業に関連し、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

坂井地区広域連合介護保険課	0776-72-3305	福井県国民健康保険団体連合会	0776-57-1614
あわら市健康長寿課	0776-73-8022	坂井市役所健康福祉課	0776-50-3040
坂井市三国総合支所福祉課	0776-82-8903	坂井市丸岡総合支所福祉課	0776-68-0805
坂井市春江総合支所福祉課	0776-51-9404	坂井市坂井総合支所福祉課	0776-50-3063

7. 緊急時の対応

- (1) 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- (2) 主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置等を行います。その後速やかに管理者および主治医に報告します。

8. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに手続きをとり損害賠償を行います。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

9. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：窪田 香織（管理者）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護

に取り組める環境の整備に努めます。

10. 身体拘束廃止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者もしくはご家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証等を提示して下さい。その他、お持ちの受給者証等がございましたらご提示ください。
- ・訪問する職員、訪問曜日・時間等は、ご利用者様の状態の変化やご都合、事業所の都合等により、途中で変更となる場合がございます。
- ・職員、事業所等への心づけ等のご遠慮させていただきます。
- ・地震、洪水等の天災、その他事業者の責に帰すべからず事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対してサービスを中止・終了させていただく場合がございます。

令和 年 月 日

訪問看護サービス利用にあたり、利用者または親族または代理人に対して、「訪問看護ステーションなるざりハビリサービス 利用約款」および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所名	訪問看護ステーションなるざりハビリサービ ス（福井県あわら市二面2丁目302番地）
所在地	福井県あわら市花乃杜4丁目14番24号
代表者	谷川 真澄
事業者	有限会社なるざ

説 明 者 氏 名

私は、「訪問看護ステーションなるざりハビリサービス 利用約款」および本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

親族又は代理人 住所

氏名 _____ 印 _____